

求職者支援訓練に係る認定申請の追加実施について

求職者支援訓練の第1四半期開講分の認定コースは現在、開講に向けて順次募集が行われている状況です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の雇用に与える影響が長期化する中で、求職者の再就職や転職に結び付けていくことが喫緊の課題であり、募集コースの一層の充実等を図るため、今般、第1四半期開講コースの認定申請を追加で行います。

ただし、開講日までの通常スケジュールを大幅に短縮して審査等を行うため、早急な依頼等をお願いする場合があります点をご理解の上、認定申請をお願いします。

記

1 追加申請の考え方

第1四半期の和歌山県における求職者支援訓練等の公的職業訓練の設定状況（時期、地域、分野等）を踏まえ、求職者支援訓練の追加が必要と考えるコースの設定をお願いします。

今回、地域、分野等の枠の設定は行いませんが、著しく偏る場合等は変更をお願いする場合があります。

2 申請書の提出期限

令和3年4月9日（金）16時

※留意点

①申請意向等の連絡

申請を検討される場合、必要な補足等を説明しますので、まずは速やかに連絡をお願いします。

②来所予約

当支部へ持参される場合は、必ず前日までに希望日時の予約連絡をお願いします。

③補正依頼の予定期間

4月12日（月）～4月20日（火）16時必着

通常より短期間となっており、速やかな回答をお願いする場合があります。

3 追加分の認定定員数

100人程度

※第1四半期の設定数（基礎コース150人、実践コース150人）の定員未充足分を踏まえ、和歌山労働局と協議した結果、今回、当支部で申請の受付を追加で行うものとします。

4 募集開始から訓練開始までのスケジュール

限られた期間でのスケジュール設定が必要であるため、希望される訓練開始日を踏まえ、当支部と調整の上、設定となります。

なお、以下事項を参考としてください。

① 募集開始日

原則として5月18日（火）以降とします。

ただし、認定の通知を受けた後、速やかに募集広報を行える場合、これを2、3開庁日前前倒しできる場合がありますので、ご相談ください。

② 募集期間

原則として3週間とします。

これを2、3開庁日程度、短縮することは可能ですが、限られた期間での募集となる点ご注意ください。

③ 募集終了日から訓練開始日までの期間

通常、概ね3週間程度必要ですが、数日短縮できる場合があります、個別協議とします。

④ 訓練開始日

6月中・下旬が目安となります。

5 その他

今般の内容は、通常の各四半期の申請と異なる留意点のみを列記しています。

なお、必要なスケジュール設定等の考え方は、令和3年3月23日付け令和3年度第2四半期開講分「求職者支援訓練の申請等について」も併せて参照してください。